フォスタリング業務の実施体制 ~民間委託への移行イメージ~

		都道府県計画											
		R1	数年 :	かけて段階的に業務を	· 禾 红								
		2019	2019 3人一万万万万万										
 行政処分にか	登録前調査												
かる業務等	委託·解除決定				直営								
73 02075	指導監査、困難ケース対応			直営									
 里子の自立	進路、就労相談												
支援	個別支援(各種手続き支援)												
~J/X	解除後継続支援		直営										
	サポート要員派遣事業												
相談支援	レスパイトケア調整	直営											
	訪問支援												
	自立支援計画	但白			民間機関に委託								
委託推進	マッチング調整												
	里親等推進委員会			- - 民間機関に委託									
	インテーク			以间域从									
研修	登録前調査												
	更新研修		 民間機関に委託										
	相談会、啓発イベント実施		以间域因C安配										
広報啓発	啓発物品作成												
	出前講座												
里親養育支援	受交流(大阪市里親会)												
養子里親開拓	支援(家庭養護促進協会)	委託(特名随意)											
専門里親研修	逐(母子愛育会)												

6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築 に向けた取組

基本的な考え方

保護者のいないこどもや家庭での養育が望めないこどもに温かい家庭を与え、そのこどもの養育に法的な安定性を与えることになるため、<u>特別養子</u> <u>縁組等の推進</u>を積極的に進める必要がある。

令和元年6月14日に公布された改正民法にある<u>特別養子縁組の年齢制限の引き上げ</u>にも留意しつつ、養子縁組にかかわる支援の在り方の検討を行う必要がある。

特別養子縁組、普通養子縁組の選択肢がこどもの最善の利益を守るものにするためには、<u>こども相談センター及び民間あっせん機関において、相談、調査、マッチング、縁組成立後を含むアフターフォローに至るまでの一連のあっせん業務が、児童の福祉に関する専門的な知識及び技術に基づいて行われる</u>よう、必要な体制整備を図るとともに、こどもの出自を知る権利について、保障することが重要である。

今後の取組み

- ・こども相談センター児童福祉司による特別養子縁組の推進
- ・里親支援児童福祉司は養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業における研修会に参加
- ・里親支援専門相談員との連携による特別養子縁組の必要なこどもの把握
- ・養親希望者募集のあり方検討
- ・他府県児童相談所との連携による広域的な養親里親開拓
- ・養子縁組成立後の支援として、出自の情報や養育相談について、いつでも対応できる体制を整える。
- ・予期せぬ妊娠で悩む妊婦に寄り添い、専門的な知識及び技術に基づいて、相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行えるよう、民間あっせん機関における養子縁組あっせん業務の質の向上に向けた支援を行うとともに、適切なマッチングが行われるよう指導する。19

目標

- ・特別養子縁組等に関する 研修について、令和6年度に おける児童福祉司の受講率 100%
- ・令和6年度における民間 あっせん機関の第三者評価 受審率 100%

7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた 取組

基本的な考え方

- ・乳児院や児童養護施設については、施設の専門性を活かし、代替養育を必要とするこどもを受け入れ、養育する重要な役割を担ってきた。これらの施設については、児童福祉法第3条の2の規定に則り、「できる限り良好な家庭的環境」を確保することが重要である。
- ・また、より専門性を活かし高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援など質の高い個別的なケアを行い、里親や在宅家庭への支援など、さまざまな機能を担うこと(=多機能化)も重要である。
- ・児童心理治療施設、児童自立支援施設についても、ケアニーズの非常に高いこどもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、国において、小規模化・多機能化を含めたそのあり方について方向性が示されることが予定されており、国の方向性を踏まえ小規模化・多機能化を推進していくことが重要である。
- ・母子生活支援施設は、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、平成28年改正児童福祉法により家庭養育優先原則が明記されたことも踏まえ、児童虐待の未然防止の観点から、母子一体の支援を行なっているという特性を区子育て支援室など関係機関に周知し、<u>利用を促進</u>していくことが重要である。また、特定妊婦等への産前から産後の<u>切れ目のない支援</u>などが重要である。

今後の取組み

児童養護施設・乳児院について、現在の大舎制の状況から、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機転換を進める過程としては、対応する職員の人材育成の観点から、

- ① 人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく
- ② 過渡的に本体施設をユニット化していく など、小規模かつ地域分散化を図りつつ、
- ③ 里親等委託児童数の増加に応じて施設で養育が必要なこども数が減少していくことにあわせ、空いたユニットをショートスティ専用ユニットや一時保護専用ユニットなどへ機能転換することで施設の多機能化を図る。 20

目標

- ○乳児院 令和11年度末までに本体施設の小規模 Gケア化を完了 分園型小規模 Gケア 9 か所、一時保護専用施設(ユニット)3か所
- ○児童養護施設 令和11年度末までに本体施設の小規模Gケア化を完了。 地域小規模39か所、分園型小規模Gケア15か所、一保ユニット8か所

筡

- ○児童心理治療施設 入所児童の高年齢化、入所期間の長期化が進むなか、支援の必要な児童数の推移を見守りながら、国が示す方向性に基づいた小規模化、地域分散化を進める。
- ○母子生活支援施設 ショートスティ専用施設(ユニット) 1か所 特定妊婦等への産前から産後の切れ目のない支援を行う。

大阪市市管各施設の家庭的養護推進計画 見直し後の定員等

		年9月	目)				前期	(令和2~6年度	Ę)					í.		(令和]7~11年周	隻)					最終			施設4×4 Q10年後	.以下)	大下)							
乳児院	本体	ユニット		分園	型型	病後児4	本体						库 然旧	本体	ユニ	ユニット				· - 1	/0	库 然旧	本体	ユニ	ニット	分图				/ D	庄 然旧				
		か所	人数	か所	人数	病後児4 一保6 ショート2		か所	人数	か所	人数	ショート	一保	衲 俊冗		か所	人数	か所	人数		ソヨート	一保	孙小女元		か所人数	人数	か所	人数		ショート	一保	衲俊 兄			
<u>=</u> Τ	190	21	123	2	8	10	165	25	144	2	8	2	16	4	127	29	127	9	37		12	16	4	108	27	108	13	53		12	16	4			
計	198		12	173						22			164						32		161		161					32							
	現定的	員か <u>ら</u>	らの害	合				8	7.4%	, 5						8	2.8%	6							8	1.3%	6								

	現定員(令和元年9月)										前期	(令和	:02~(6年度						í	後期	(令和]7~1	1年度	E)			最終形(本体施設4×4以下) ※概ね10年後									
児童養護施設	本体	ユニ	ニット	分園型		地域小規模		本体	ユニ	ニット	分圆	分園型		地域小規模		/P	庄 悠旧	本体	ユニ	ニット	分[園型	地域点			J.D.	庄	本体	ユニ	ニット	分園型		地域小規模		ショート	/P	庄 悠旧
		か所	人数	か所	人数	か所	人数		か所	人数	か所	人数	か所			/ョート 一保	孙弘及万山		か所	人数	か所	人数	か所	人数	ソョート	− 1 x	病後児		か所	人数	か所 人	人数	か所	人数		一法	
=1	785	17	122	1	6	11	66	498	36	265	9	56	32	192	0	0	0	290	65	290	17	107	39	234	24	48	4	256	64	256	15	98	39	234	28	52	4
計				857							746					0					631					76					588					84	
現定員からの割合							87.0%								73.6%										68.6%												

		児童数	割合
	前期(令和2~6年度)(1,182)	919	77.7%
要保護児童数の中での割合 ※施設措置率	後期(令和7~11年度)(1,180)	795	67.4%
	最終形(本体施設4×4以下)(1,180)	749	63.5%

		児童数	割合
	前期(令和2~6年度)	263	22.3%
里親委託率	後期(令和7~11年度)	385	32.6%
	最終形(本体施設4×4以下)	431	36.5%

8 一時保護改革に向けた取組

基本的な考え方

- 一時保護が必要なこどもに対して適切に実施できるよう、一時保護所の定員の拡充や一時保護委託の活用など、量的な確保に向けた取り組みを進める。
- 一時保護中であっても、こどもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境のもと保護の目的が達成できるようハード・ソフトの両面で環境を整える。

今後の取組み

(ア)量の確保

定員について、移転予定のこども相談センターでは、<u>児童が在籍する学校等に通える開放型一時保護所</u>を含めて定員を60人確保するなどで、<u>一時保護所4か所の合計</u>で170人まで確保する。

また、乳児院及び児童養護施設の多機能化、機能転換の一環として、その一部を一時保護専用施設(ユニット)として運用することが計画されており、一時保護委託の増加・充実が見込まれる。

(イ) 質の向上

一時保護所における<u>支援のあり方について</u>は、定例的に実施している<u>入所児童へのアンケート等によりニーズの把握に努め</u>、生活日課や生活用品に関すること、所持物の 取り扱いに関することなど、生活しやすい環境づくりについて検討を行う。

また、一人ひとりの状態に合わせた個別的な対応をしていくためにも、<u>入所児童がいつでも意見表明できるしくみや退所時及び措置もしくは委託後に意見を求める取り組み</u>を実施する。

一時保護は長期化すると不適応行動や心身の不調を来すなどのリスクが高くなることから、一時保護期間(とりわけ一時保護所入所期間)を必要最小限とするよう、<u>一</u>時保護児童に対する支援の進行管理の手法を確立し徹底を図る。

ハード面においては、こども相談センターの増設・移転を機に、個室を基本とするなど個別化された丁寧なケアを実現するための環境を整える。

乳児院への一時保護委託については、児童に関する情報把握が十分ではない状況で、緊急の一時保護を実施する場合もあることから、こども相談センターと乳児院の連携を密にしながら、こどもの最善の利益が図れるような一時保護委託に努める。

目標

一時保護所の定員について、4か所の一時保護所を設置することで、あわせて170人の定員枠を設ける。